

白根大通病院 入院のご案内

※ホスピスについては、「ホスピスのご案内」をご覧ください。

ご不明な点は下記にお問い合わせください。

白根大通病院 地域連携室

〒950-1203

新潟県新潟市南区大通黄金 4 丁目 14 番地 2

(直通) TEL:025-362-0310 FAX:025-362-0306

(代表) TEL:025-362-0260 FAX:025-362-0272



入院手続き

- ✧ 入院時に 1 階受付で行います。保険証・受給者証等をご持参下さい。
入院後も健康保険証等は毎月 1 回、1 階受付にご提示ください。（保険証等に変更があった時、新しい受給者証等が発行された時は、すぐにご提示ください。）

入院費の請求とお支払

- ✧ 入院費は毎月月末締めで翌月 10 日に請求書が発行されます。請求書受領後 10 日以内にお支払いをお願いいたします。
- ✧ 退院時には、後日請求書を郵送しますので、その後当院 1 階受付または振込にてお支払いいただきます。
- ✧ 各種クレジットカード、デビットカードも利用できますので 1 階受付でご相談ください。

入院中に他医療機関を利用の場合

他院を受診される場合は、手続きが必要ですので、外出・外泊中であっても事前に職員にお伝えください。お薬をもらうだけの場合も同様をお願いいたします。



入院生活のご案内

- ★ 食事 食事は適時適温でご用意しております（出前や自炊はできません）。
配膳時間 朝食 7：30 頃 昼食 12：00 頃 夕食 18：00 頃
- ★ 入浴 週 2 回入浴していただきます。一般浴槽と特殊浴槽があり、患者さまの状態に合わせて行います。
- ★ 面会時間 午後 2 時～午後 7 時 感染症流行期間は面会を中止させていただきます。
オンラインでの面会は当院のホームページに方法や注意事項等が掲載してあります。
正面出入口は午後 7 時（土曜日は午後 6 時）に施錠します。また日曜・祝日は終日施錠しますので、B 館出入口からお入りください。夜間施錠中は「B 館夜間出入口」のインターホンでお呼び出し下さい。
生もの、生花の差入れはできません。食物を差入れる際は事前に病棟職員にご相談ください。
- ★ 病室について
個室を希望される場合は病棟職員にお申し出ください。
病状や病棟の都合で病室または病棟を移動していただくことがあります。
- ★ 外出、外泊について
主治医の許可が必要です（「外出・外泊許可願」を記載していただきます）。
希望される場合は病棟職員にお尋ねください。
- ★ 付き添いについて
当院は病状等で医師が許可した場合を除いて付添いを認めておりません。
詳しくは病棟職員にご相談ください。
- ★ 理美容室について
予約制です。希望される場合は病棟職員にお尋ねください。
- ★ テレビの視聴について
テレビは貸出となります。貸出料が日額 330 円です。（有料個室は料金をいただきません。）
※視聴される場合はイヤホンのご使用をお願いしております。1 階受付で購入できます。

各種診断書等について

各種証明書等をご希望される場合は、約 1 週間の余裕をもって 1 階受付にご依頼下さい。

入院時にお持ちいただく日用品など

別紙「白根大通病院 入院時持ち物」の用紙をご参照ください。

個人情報保護について

- ✧ 電話での入院照会（入院されているか及び病状等の問い合わせ）には応じておりません。必要な方へは事前に連絡していただけますようお願いいたします。
- ✧ 病室入口にお名前を表示させていただきます。お名前の非表示、面会制限、その他個人情報についてご要望がありましたら、職員にお申し出ください。

相談窓口について

- ✧ 社会的資源、経済的支援、施設申し込みなど、様々な相談に対応する窓口を設置しております。（A 館 1 階 地域連携室）お気軽にご相談ください。

その他のお願いなど

- ・携帯電話を使用する場所は職員にご相談ください。
- ・公衆電話は A 館 1 階エレベーター脇に設置されております。
- ・院内に売店がございません。近隣のコンビニエンスストア、薬局等をご利用ください。
- ・飲み物の自動販売機は A 館 1 階通所玄関脇および A3・A4・B2・B5・B6 病棟に設置してあります。マスクの自動販売機は正面入り口にあります。
- ・貴重品や多額な金銭は盗難の恐れがありますので持参しないでください。万一紛失等があっても責任は負いかねますのでご了承ください。
- ・ハサミ、ナイフなどの危険物と貴重品、現金の持ち込みはご遠慮下さい。
- ・当院は全館および敷地内禁煙となっております。ご理解とご協力をお願いいたします。
- ・災害発生時は、自治体等との連携をスムーズに行う必要がございます。お電話による状況確認等はお控えください。

迷惑行為への対処

医療は、患者さま及びご家族さまと医療者の相互信頼関係のもとになりたっております。
以下のような行為が認められた場合、職員の指示等に従っていただけない場合は、退院あるいは必要に応じて警察に通報する場合があります。あらかじめご了承ください。

- 1.病院職員に対する暴言・暴力・ハラスメント等により、診療や業務に支障が生じる行為
- 2.病院内での飲酒、喫煙、キャッチセールス、宗教・政治活動
- 3.他の病室・病床・スタッフステーションへの理由なき入室や、他の患者さまへの迷惑行為